

令和6年10月1日
相模原市発表資料

刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書(他1件)について

令和6年9月定例会議第7日(10月1日開催)において、陳情の採択に伴い、「議提議案第3号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」が市民環境経済委員会委員により、「議提議案第4号 国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める意見書」がこども文教委員会委員により提案され、いずれも賛成総員により可決されました。

なお、意見書の内容につきましては、別紙のとおりです。

以上



問合せ先

議会局政策調査課

電話042(769)9803

刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書

えん罪は最大の人権侵害の一つであり、えん罪被害者の救済は、人権国家を標ぼうする我が国にとってはもちろん、地方自治体にとっても、地域住民の人権を守る観点から重要な課題である。

このような中、えん罪被害者を救済する制度である「再審」について、現行の刑事訴訟法には再審請求手続の進め方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。そのため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちであり、審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれかねない状況にある。

特に、再審請求は新たな証拠の発見、すなわち刑事訴訟法第435条第6号の規定に基づいて行われることが多い中で、再審請求手続における証拠開示についての明文の規定がないために、裁判所によって証拠開示の範囲に差が生じかねない。さらに、裁判所が再審開始決定を行っても、検察官が不服を申し立てて再審開始決定が取り消されると、改めて再審請求を行わなければならないなど、審理が長期化し、えん罪被害者の救済を長引かせている事例がある。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、えん罪被害者を迅速に救済するため、次の事項を含む刑事訴訟法の再審規定の改正を速やかに行うよう強く要望するものである。

- 1 再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定後、審理を長期化させない措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月1日

相 模 原 市 議 会

国 会 会 場
内 閣 閣

国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める意見書

義務教育の根幹である教育の機会均等、水準の維持・向上及び無償制を財源の面から保障する義務教育費国庫負担制度は、平成18年に国庫負担の割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫している。

現在の義務教育に求められているのは、一人ひとりに行き届いた教育が行われることであり、学校現場の課題が複雑化・困難化する中、子どもたちの豊かな学びと育ちを実現するには、国による財源の保障はもとより、教員が教材研究や授業準備の時間を十分に確保するための定数拡充や専門スタッフ配置などの施策、そして中学校を含めた35人学級の導入が必要である。

相模原市では、教育委員会が中心となり、教員の長時間勤務の改善に向けた取組が進められているが、令和5年4月における超過勤務時間が80時間を超えた教員の割合が、小学校で1割近く、中学校では2割を上回るなど、依然として厳しい労働環境であることに変わりはなく、教員を志望する学生の減少などから教員の不足・未配置が発生している状況である。教職員の使命感や献身性に依拠することなく、人材の充実を含めた労働環境の整備を強力に推し進めなければ、子どもたち一人ひとりに行き届いた教育を実現することはできない。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- 2 小学校の35人学級を確実に進め、中学校での35人学級を早急に決定するとともに、教職員の定数を拡充し、スクール・サポート・スタッフ、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、介助員等の専門スタッフ職の充実を図るなど、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。
- 3 教員の未配置の解消に資するよう、労働条件に係る制度を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月1日

相模原市議会

国内
会閣
あて